

不用品売却処分（軽自動車ほか１４台）仕様書

１ 不用品に関する事項（内訳は以下のとおり。詳細は別添資料のとおり。）

N o . 1 軽自動車（秋田５８０ た １７３８）
(1) リサイクル料金 預託済み 10,120円 (2) 保管場所 秋田市山王一丁目２番34号（市役所分館横駐車場） (3) 担当課等 地籍調査室 伊藤 武也（電話 018-882-5181） (4) 車両の概要 ア 車台番号：MK21S-201960、型式：DBA-MK21S、原動機の型式：K6A、 初度登録年月：平成22年５月、車名：スズキ、車体の形状：箱型 イ 解体処分とする。部品取り不可。
N o . 2 普通自動車（秋田５００ み ５２１８）
(1) リサイクル料金 預託済み 12,730円 (2) 保管場所 秋田市牛島東六丁目４番５号 （秋田市南部市民サービスセンター別館駐車場） (3) 担当課等 南部市民サービスセンター 佐藤 忍（電話 018-838-1212） (4) 車両の概要 ア 車台番号：AZR65-0131890、型式：DBA-AZR65G、原動機の型式：1AZ、 初度登録年月：平成17年11月、車名：トヨタ、車体の形状：ステーション ワゴン イ 解体処分とする。部品取り可。下回りの錆・腐食、左後部ジャッキポイント腐食欠損。処分必要なタイヤ積載。
N o . 3 普通自動車（秋田５００ む ９７１８）
(1) リサイクル料金 預託済み 14,220円 (2) 保管場所 秋田市牛島東六丁目４番５号 （秋田市南部市民サービスセンター別館駐車場） (3) 担当課等 南部市民サービスセンター 佐藤 忍（電話 018-838-1212） (4) 車両の概要 ア 車台番号：NC25-056677、型式：DBA-NC25、原動機の型式：MR20、 初度登録年月：平成18年６月、車名：ニッサン、車体の形状：ステーション ワゴン イ 解体処分とする。部品取り可。下回り錆・腐食、運転席ドアフレーム折れ。

№. 4 普通自動車（秋田 5 0 1 た 3 6 5 9） (1) リサイクル料金 預託済み 9,410円 (2) 保管場所 秋田市八橋南一丁目 8 番 3 号（秋田市保健所） (3) 担当課等 保健総務課 七尾 友美子（電話 018-883-1170） (4) 車両の概要 ア 車台番号：BNK12-534331、型式：DBA-BNK12、原動機の型式：CR14、 初度登録年月：平成22年 6 月、車名：ニッサン、車体の形状：箱型 イ 解体処分とする。部品取り不可。故障あり。（リヤホーシング亀裂） 自走不可。

№. 5 軽自動車（秋田 5 8 0 た 2 9 9 7） (1) リサイクル料金 預託済み 9,460円 (2) 保管場所 秋田市山王一丁目 2 番34号（市役所分館横駐車場） (3) 担当課等 子育て相談支援課 高橋 紫穂（電話 018-887-5340） (4) 車両の概要 ア 車台番号：H82W-1128128、型式：DBA-H82W、原動機の型式：3G83、 初度登録年月：平成22年 6 月、車名：三菱、車体の形状：ステーションワゴン イ 解体処分とする。部品取り可。処分必要なタイヤ積載。

№. 6 軽自動車（秋田 5 8 3 い 4 0 2 0） (1) リサイクル料金 預託済み 9,910円 (2) 保管場所 秋田市向浜一丁目13番 1 号 （汚泥再生処理センター車庫（旧処理棟側）） (3) 担当課等 環境総務課 進藤 大輔（電話 018-888-5702） (4) 車両の概要 ア 車台番号：HA3W-0002743、型式：ZAA-HA3W、原動機の型式：Y4F1、 初度登録年月：平成22年 7 月、車名：三菱、車体の形状：ステーションワゴン イ 解体処分とする。部品取り不可。車両自走の可否不明。

N o . 7 普通自動車（秋田 3 0 0 に 5 6 9 ）
(1) リサイクル料金 預託済み 11,410円 (2) 保管場所 秋田市向浜一丁目13番 1 号 （汚泥再生処理センター車庫（旧処理棟側）） (3) 担当課等 環境総務課 進藤 大輔（電話 018-888-5702） (4) 車両の概要 ア 車台番号：NHW20-3199707、型式：DAA-NHW20、原動機の型式：1NZ-3CM、 初度登録年月：平成18年8月、車名：トヨタ、車体の形状：箱型 イ 解体処分とする。部品取り不可。車両自走の可否不明。

N o . 8 軽自動車（秋田 4 8 0 え 2 0 ）
(1) リサイクル料金 預託済み 9,310円 (2) 保管場所 秋田市向浜一丁目13番 1 号 （汚泥再生処理センター車庫（旧処理棟側）） (3) 担当課等 環境保全課 戸田 英汰（電話 018-888-5711） (4) 車両の概要 ア 車台番号：DA64V-207673、型式：EBD-DA64V、原動機の型式：K6A、 初度登録年月：平成19年 7 月、車名：スズキ、車体の形状：バン イ 解体処分とする。部品取り不可。車検切れ。処分が必要なタイヤを積載。

N o . 9 マイクロバス（秋田 2 2 す 1 6 9 1 ）
(1) リサイクル料金 預託済み 20,540円 (2) 保管場所 秋田市太平目長崎字上目長崎144（旧太平小学校駐車場） (3) 担当課等 学事課 佐藤 基弥（電話 018-888-5806） (4) 車両の概要 ア 車台番号：HQB41-0001352、型式：KC-HQB41、原動機の型式：1HZ、 初度登録年月：平成 8 年 6 月、車名：トヨタ、車体の形状：キャブオーバ イ 解体処分とする。部品取り可。リアサスペンション（板バネ）の故障。 過去の水没による下回りの錆・腐食。

N o . 1 0 小型動力ポンプ車（秋田 8 0 あ 1 1 9 6）
(1) リサイクル料金 預託済み 3,500円 (2) 保管場所 秋田市外旭川字八幡田129-1（土崎消防署外旭川出張所敷地内） (3) 担当課等 秋田市消防本部警防課 菊地 亮（電話 018-823-4243） (4) 車両の概要 ア 車台番号：U62T-0110628、型式：GD-U62T、原動機の型式：3G83、 初度登録年月：平成12年一月、車名：三菱、車体の形状：消防車 イ 解体処分とする。部品取り不可。車両が古く、破損箇所も不明。 自走不可。

N o . 1 1 小型動力ポンプ車（秋田 8 0 あ 1 0 1 8）
(1) リサイクル料金 預託済み 3,280円 (2) 保管場所 秋田市外旭川字八幡田129-1（土崎消防署外旭川出張所敷地内） (3) 担当課等 秋田市消防本部警防課 菊地 亮（電話 018-823-4243） (4) 車両の概要 ア 車台番号：U42T-0464900、型式：V-U42T、原動機の型式：3G83、 初度検査年月：平成10年一月、車名：三菱、車体の形状：消防車 イ 解体処分とする。部品取り不可。車両が古く、破損箇所も不明。 自走不可。

N o . 1 2 小型動力ポンプ車（秋田 8 0 あ 9 2 7）
(1) リサイクル料金 預託済み 3,380円 (2) 保管場所 秋田市外旭川字八幡田129-1（土崎消防署外旭川出張所敷地内） (3) 担当課等 秋田市消防本部警防課 菊地 亮（電話 018-823-4243） (4) 車両の概要 ア 車台番号：U42T-0417731、型式：V-U42T、原動機の型式：3G83、 初度検査年月：平成 8 年一月、車名：三菱、車体の形状：消防車 イ 解体処分とする。部品取り不可。車両が古く、破損箇所も不明。 自走不可。

№. 13 小型動力ポンプ車（秋田 80 あ 930） (1) リサイクル料金 預託済み 4,060円 (2) 保管場所 秋田市外旭川字八幡田129-1（土崎消防署外旭川出張所敷地内） (3) 担当課等 秋田市消防本部警防課 菊地 亮（電話 018-823-4243） (4) 車両の概要 ア 車台番号：KS4-294732、型式：V-KS4改、原動機の型式：EN07、 初度登録年月：平成8年一月、車名：スバル、車体の形状：消防車 イ 解体処分とする。部品取り不可。車両が古く、破損箇所も不明。 自走不可。

№. 14 小型動力ポンプ車（秋田 80 あ 1020） (1) リサイクル料金 預託済み 3,280円 (2) 保管場所 秋田市外旭川字八幡田129-1（土崎消防署外旭川出張所敷地内） (3) 担当課等 秋田市消防本部警防課 菊地 亮（電話 018-823-4243） (4) 車両の概要 ア 車台番号：U42T-0465000、型式：V-U42T、原動機の型式：3G83、 初度検査年月：平成10年一月、車名：三菱、車体の形状：消防車 イ 解体処分とする。部品取り不可。車両が古く、破損箇所も不明。 自走不可。
--

№. 15 小型動力ポンプ車（秋田 80 あ 1074） (1) リサイクル料金 預託済み 3,390円 (2) 保管場所 秋田市外旭川字八幡田129-1（土崎消防署外旭川出張所敷地内） (3) 担当課等 秋田市消防本部警防課 菊地 亮（電話 018-823-4243） (4) 車両の概要 ア 車台番号：S110P-180740、型式：V-S110P、原動機の型式：EF、 初度検査年月：平成11年一月、車名：ダイハツ、車体の形状：消防車 イ 解体処分とする。部品取り不可。車両が古く、破損箇所も不明。 自走不可。

2 不用品の取扱い事項および落札決定後の手続

落札者は、次の事項および手続の順序を遵守すること。手続に当たっては、各担当課へ必ず事前連絡を行うこと。

- (1) 契約締結後、契約課から落札者へ納入通知書および受領書を送付するので、落札者は期限までに代金を納入し、領収書の写しを契約課へ提出すること。
- (2) 落札者は、車両の取扱い（解体）について担当課へ確認し、車両の搬出および各手続の日時等について申し合わせること。
- (3) 担当課へ車両および預託証明書等（A券、B券）の引渡しを依頼すること。
- (4) 搬出期限については、令和8年1月30日（金）までとする。
- (5) 落札者は、期限までに車両および付属品等を搬出すること。また、搬出に当たっては、担当課の指示のもと落札者が自ら行うこと。なお、車両は、代金納付時の現況有姿により引き渡すこととし、秋田市は、契約不適合責任を負わないものとする。
- (6) 落札者は、車両を受け取る際、担当課へ受領書を提出すること。
- (7) No.10～No.15の消防車両については、適正に解体し、廃棄処分すること。また、No.1～No.9（消防車両以外）の車両については、各担当課所室からの要件に従うこと。なお、処分の際は、秋田市の車両と認識される塗装等を完全に抹消し、前所有者を特定できないようにすること。その際には、塗装等を完全に抹消（消去）したことが分かる写真等を契約課へ提出すること。
- (8) 車両の解体を行った後、担当課へB券および解体証明書を提出すること。
なお、車両に係る永久抹消登録手続等は担当課が行う。

3 問合せ先

秋田市総務部契約課 用度担当 三浦

電話 018-888-5436